

使用済自動車の再資源化等に関する法律の 一部の施行期日を定める政令案の概要

平成15年7月
経済産業省
環境省

使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部の施行期日を平成17年1月1日とするもの。

(参考)

使用済自動車の再資源化等に関する法律の各規定の施行時期は、以下の3段階。今回の政令は(3)の施行期日を定めるもの。

- (1) 公布(2002年7月12日)後6月以内の政令で定める日(平成15年1月11日)
 - 目的、定義関係、指定法人の監督規定部分

- (2) 公布後2年以内の政令で定める日
 - 解体業及び破砕業の許可の手続、情報管理料金等の額の認可の手続等 等

- (3) 公布後2年6月以内の政令で定める日
 - 本格施行：引取・引渡義務、再資源化預託金等の預託義務、移動報告義務 等

【問い合わせ先】

経済産業省製造産業局自動車課
小林、新田、佐久間

TEL : 03 - 3501 - 1690

使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の

施行期日を平成十七年一月一日とすること。

政令第 号

使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十七年一月一日とする。

理由

使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条、第二十三条第四項、第二十四条、第二十八条から第三十条まで、第三十四条から第四十一条まで、第三章第三節及び第四節（第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）を除く。）、第七十三条第四項（情報管理料金の認可に係る部分に限る。）、第五項、第六項（料金の認可に係る部分に限る。）及び第七項、第七十八条第三項（手数料の認可に係る部分に限る。）、第七十九条、第八十二条第三項及び第八十五条第四項（これらの規定中手数料の認可に係る部分に限る。）、第二百二十二条第二項及び第三項並びに第八項から第十項まで（解体業者及び破砕業者に係る部分に限る。）、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百三十条第一項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十四条、第二百三十八条第三号（第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第四号から第六号まで、第二百三十九条第二号（第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第三十八条第二項に係る部分に限る。）、第四百十条第二号（第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）及び第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第四百十二条並びに第四百十三条第一号並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第八条から第二十一条まで、第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条から第二十七条まで、第三十一条から第三十三条まで、第三章第一節及び第二節、第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで、第四項（情報管理料金の認可に係る部分を除く。）及び第六項（料金の認可に係る部分を除く。）、第七十五条から第七十七条まで、第七十八条第一項、第二項及び第三項（手数料の認可に係る部分を除く。）、第五章（第八十二条第三項及び第八十五条第四項（これらの規定中手数料の認可に係る部分に限る。）を除く。）、第六（）、第二百一十一条、第二百二十二条（第二項及び第三項並びに第八項から第十項まで（解体業者及び破砕業者に係る部分に限る。）を除く。）、第二百二十四条、第二百三十条第二項、第二百三十七条、第二百三十八条第一号、第二号及び第三号（第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分を除く。）、第二百三十九条第一号及び第二号（第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第三十八条第二項に係る部分を除く。）、第四百十条第一号及び第二号（第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）及び第七十一条第一項に係る部分を除く。）並びに第四百十三条第二号並びに附則第三条、第四条、第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十八条及び第十九条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第七十四条及び附則第十条の規定 前号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日

使用済自動車の再資源化等に関する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 総則

一 目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車(次に掲げるものを除く。)をいうこと。

(1) 被けん引車(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させる

ことを目的として製作した用具であるものをいう。)

(2) 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車(被けん引車を除く。)であつて、二輪のもの(側車付きのものを含む。)

(3) 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車(被けん引車を除く。)

(4) 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車

2 この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用(倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。)を終了したもの(保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であつて政令で定めるものを有する自動車にあつては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したものを)をいうこと。

3 この法律において「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによつてその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいうこと。

4 この法律において「特定再資源化物品」とは、自動車破砕残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいうこと。

5 この法律において「自動車破砕残さ」とは、解体自動車を破砕し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいうこと。

6 この法律において「指定回収物品」とは、自動車に搭載されている物品であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいうこと。

(1) 当該自動車が使用済自動車となつた場合において、解体業者が当該使用済自動車から当該物品を回収し、これを自動車製造業者等に引き渡してその再資源化を行うことが、当該使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施し、かつ、廃棄物の減量及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの

(2) 当該物品の再資源化を図る上で経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

(3) 当該自動車が使用済自動車となつた場合において、当該物品の再資源化を図る上でその物品の設計又はその部品若しくは原材料の種類が重要な影響を及ぼすと認められるもの

7 この法律において「フロン類」とは、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン類回収破壊法」という。）第二条第一項に規定するフロン類をいうこと。

8 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナ

一（車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。）であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいうこと。

9 この法律において「再資源化」とは、次に掲げる行為をいうこと。

(1) 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為

(2) 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為

10 この法律において「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊をいうこと。

11 この法律において「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて都道府県知事の登録を受けた者をいうこと。

12 この法律において「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナ

「からフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて都道府県知事の登録を受けた者をいうこと。

13 この法律において「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて都道府県知事の許可を受けた者をいうこと。

14 この法律において「破砕業」とは、解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて都道府県知事の許可を受けた者をいうこと。

15 この法律において「製造等」とは、次に掲げる行為をいうこと。

- (1) 自動車を製造する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- (2) 自動車を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- (3) 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

16 この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいうこと。

17 この法律において「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者をいう

こと。

(第二条関係)

三 自動車製造業者等の責務

1 自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進するとともに、使用済自動車の再資源化等を容易にし、及び使用済自動車の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならないものとする。

2 自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るため、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならないものとする。

(第三条関係)

四 関連事業者の責務

関連事業者は、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければならないものとする。

(第四条関係)

五 自動車の所有者の責務

自動車の所有者は、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならないものとする。

(第五条関係)

六 国の責務

国は、使用済自動車の再資源化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求める等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第六条関係)

七 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、使用済自動車の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならないものとする。

(第七条関係)

第二 関連事業者による再資源化の実施

一 自動車の所有者の使用済自動車の引渡義務

自動車の所有者は、当該自動車を使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならないものとする。

(第八条関係)

二 引取業者の義務

1 引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されているかどうかを確認し、再資源化預託金等が預託されていない場合及び正当な理由がある場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならないものとする。

2 引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければならぬものとする。

(第九条及び第十条関係)

三 フロン類回収業者の義務

1 フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならぬものとする。

2 フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収すると

ともに、自ら当該フロン類の再利用をする場合を除き、特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に当該フロン類を引き渡さなければならないものとする。

3 フロン類回収業者は、フロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車解体業者に引き渡さなければならないものとする。

(第十一条から第十四条まで関係)

四 解体業者の義務

1 解体業者は、引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならないものとする。

2 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、主務省令で定める再資源化に関する基準に従って当該使用済自動車の再資源化を行うとともに、当該使用済自動車から指定回収物品を回収して特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に当該指定回収物品を引き渡し、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡さなければならないものとする。

(第十五条及び第十六条関係)

五 破砕業者の義務

1 破砕業者は、解体業者から解体自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならないものとする。

2 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、主務省令で定める破砕前処理に関する基準に従ってその破砕前処理を行うとともに、自ら破砕前処理を行った後に当該解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者又は解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡さなければならないものとする。

3 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、主務省令で定める再資源化に関する基準に従って当該解体自動車の再資源化を行うとともに、特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡さなければならないものとする。（第十七条及び第十八条関係）

六 勧告及び命令

都道府県知事は、引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、当該関連事業者に対し、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができるものとともに、勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る

措置をとらなかつたときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第二十条関係)

第三 自動車製造業者等による再資源化等の実施

一 自動車製造業者等の引取義務

自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者から自らが製造等をした自動車に係る特定再資源化等物品の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、指定引取場所において、当該特定再資源化等物品を引き取らなければならないものとする。

(第二十一条関係)

二 引取基準

自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化等物品を引き取るときの当該特定再資源化等物品の性状、引取りの方法その他の事項について引取基準を定めることができるものとする。

(第二十二条関係)

三 フロン類回収料金及び指定回収料金

フロン類回収業者又は解体業者は、自動車製造業者等にフロン類又は指定回収物品を引き渡したとき

は、当該自動車製造業者等に対し、フロン類回収料金又は指定回収料金の支払を請求することができるものとする。自動車製造業者等は、当該請求があつた場合には、その求めに応じてフロン類回収料金又は指定回収料金を支払わなければならないものとする。

(第二十三条関係)

四 自動車製造業者等の再資源化実施義務等

自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化物品を引き取ったときは、遅滞なく、当該特定再資源化物品の再資源化を行わなければならないものとし、自動車製造業者等は、特定再資源化物品ごとに主務省令で定める再資源化を実施すべき量に関する基準に従わなければならないものとする。

(第二十五条関係)

五 自動車製造業者等のフロン類の破壊義務等

自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、フロン類を引き取ったときは、遅滞なく、当該フロン類の破壊をフロン類回収破壊法に規定するフロン類破壊業者に委託しなければならないものとする。

(第二十六条関係)

六 再資源化の認定

自動車製造業者等は、特定再資源化物品の再資源化を行おうとするときは、主務大臣の認定を受けなければならぬものとする。

(第二十八条から第三十条まで関係)

七 解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定

自動車製造業者等は、解体業者又は破砕業者に委託して、解体自動車の全部再資源化（解体業者が再資源化に関する基準に従って再資源化を行った後の解体自動車を国内において主務省令で定める事業を行う解体自動車全部利用者がその原材料として利用することができる状態にするものをいう。）を行う場合、主務大臣の認定を受けることができるものとする。

(第三十一条から第三十三条まで関係)

八 再資源化等に係る料金の公表及び勧告等

1 自動車製造業者等は、自らが製造等をした自動車に係る自動車破砕残さ、指定回収物品及びフロン類について行う再資源化等に係る料金を当該自動車を販売する時まで定め、公表しなければならないものとする。

2 主務大臣は、自動車製造業者等が公表した再資源化等に係る料金が適正な原価を著しく超えていると

認めるとき、又は当該適正な原価に著しく不足していると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その公表した再資源化等に係る料金を変更すべき旨の勧告をすることができるものとともに、勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

（第三十四条及び第三十五条関係）

九 勧告及び命令

主務大臣は、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等に必要な行為をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、当該引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができるものとともに、勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

（第三十八条関係）

十 その他所要の規定を設けること。

第四 登録及び許可

一 引取業者の登録

引取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないものとともに、当該登録及び登録を受けた者に関し、必要な規定を設けること。

(第四十二条から第五十二条まで関係)

二 フロン類回収業者の登録

フロン類回収業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないものとともに、当該登録及び登録を受けた者に関し、必要な規定を設けること。

(第五十三条から第五十九条まで関係)

三 解体業の許可

解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないものとともに、当該許可及び許可を受けた者に関し、必要な規定を設けること。

(第六十条から第六十六条まで関係)

四 破砕業の許可

破砕業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないものとともに、当該許可及び許可を受けた者に関し、必要な規定を設けること。

(第六十七条から第七十二条まで関係)

第五 再資源化預託金等

一 再資源化等預託金の預託義務

自動車の所有者は、当該自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録を受けるとき(軽自動車にあつては当該自動車が最初の自動車検査証の交付を受けるとき等)までに、当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法に対し預託しなければならないものとする。

(第七十三条第一項関係)

二 預託証明書の提示

自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付(当該自動車についての最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付に限る。)を受けようとする者は、国土交通大臣等に対して、当該自動車の所有者が資金管理法に対し当該自動車に係る再資源化預託金等を預託したことを証

する預託証明書を提示しなければならないものとともに、国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないときは、自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付をしないものとする。

(第七十四条関係)

三 再資源化等預託金の払渡し

自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者から特定再資源化等物品を引き取ったときは、再資源化等預託金であつて当該特定再資源化等物品に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができるものとする。

(第七十六条第一項関係)

四 再資源化預託金等の取戻し

再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、当該自動車を輸出した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておく必要がないものとして政令で定める場合には、当該再資源化預託金等を取り戻すことができるものとする。

(第七十八条関係)

五 その他所要の規定を設けること。

第六 移動報告

一 移動報告

関連事業者等は、使用済自動車等を引き取ったとき又は引き渡したときは、当該使用済自動車等の車台番号その他の事項を情報管理センターに報告しなければならないものとする。

(第八十一条関係)

二 移動報告の方法

関連事業者等は、移動報告については、電子情報処理組織を使用して行わなければならないものとする。とともに、情報管理センターに対し、情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めて、その移動報告に係る書面に記載された事項を情報管理センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべきことを求めるときは、当該移動報告を書面の提出により行うことができるものとする。

(第八十二条関係)

三 勧告及び命令

都道府県知事及び主務大臣は、関連事業者等が移動報告等の義務を遵守していないと認めるときは、当該関連事業者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとともに、勧

告を受けた関連事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該関連事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第九十条関係)

四 その他所要の規定を設けること。

第七 指定法人

一 資金管理法

1 主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、資金管理業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、資金管理人として指定することができるものとする。

2 資金管理法は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 再資源化預託金等の管理を行うこと。
- (2) 再資源化預託金等の預託に関する証明を行うこと。
- (3) 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 資金管理法人は、資金管理業務を行うときは、その開始前に、資金管理業務の実施方法等について資金管理業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

4 資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに、払渡しの必要がない特定再資源化預託金等があるときは、政令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等とその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し二二(2)から(5)までの業務に要する費用に充てて、若しくは情報管理センターに対し情報管理業務に要する費用に充てて、自動車の所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を負担することができるものとする。

5 資金管理法人には、資金管理業務の実施に関する重要事項を調査審議等する資金管理業務諮問委員会を置かなければならないものとし、その委員は、資金管理法人の代表者が学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから主務大臣の認可を受けて任命するものとする。

6 その他再資源化預託金等の運用制限等の資金管理法人の監督に関する事項その他の所要の規定を設けること。

(第九十二条から第四百四条まで関係)

二 指定再資源化機関

1 主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、再資源化等業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定再資源化機関として指定することができるものとする。

2 指定再資源化機関は、次に掲げる業務等を行うものとする。

(1) 自動車製造業者等であつてその製造等に係る自動車の台数が主務省令で定める台数に満たないものの委託を受けて、当該自動車製造業者等が再資源化等を行うべき特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。

(2) 引き取るべき自動車製造業者等が存せず、又は当該自動車製造業者等を確知することができない特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。

(3) 市町村の長の申出を受けて、離島の地域として政令で定める地域のうち主務大臣が引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として公示した地域をその区域とする市町村が、当該支障を除去するための措置を講ずる場合において、当該市町村に対し、当該措置に要する費用に充てる

ための資金の出えんその他の協力を行うこと。

(4) 使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこと。

(5) 前号の場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定により地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要ない行為を実施すること。

(6) 前号に掲げるもののほか、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要ない行為を実施すること。

3 指定再資源化機関は、自動車破砕残さ、指定回収物品及びフロン類について行う再資源化等に係る料金をあらかじめ定め、公表しなければならないものとする。

4 指定再資源化機関は、再資源化等業務を行うときは、その開始前に、再資源化等業務の実施方法等に

ついて再資源化等業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

5 その他所要の規定を設けること。

(第百五条から第百十三条まで関係)

三 情報管理センター

1 主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、情報管理業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報管理センターとして指定することができるものとする。

2 情報管理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 報告管理事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

(2) 報告管理事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、ファイルその他の資料を作成し、及び保管すること。

(3) ファイルの記録の保存、ファイルに記録されている事項を記載した書類等の交付、都道府県知事への報告等を行うこと。

(4) 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 情報管理業務規程

情報管理センターは、情報管理業務を行うときは、その開始前に、情報管理業務の実施方法等について情報管理業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

4 その他所要の規定を設けること。

(第百十四条から第百二十条まで関係)

第八 雑則

一 廃棄物処理法との関係

使用済自動車、解体自動車（解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。）及び特定再資源化物品については、これらを廃棄物とみなして、この法律に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法の規定を適用するものとする。

(第百二十一条関係)

二 廃棄物処理法の特例

関連事業者等について、廃棄物処理法の業の許可を受けないで再資源化に必要な行為等を業として実施することができるものとする。その他の廃棄物処理法の特例について必要な規定を設けること。

三 その他所要の規定を設けること。

(第百二十二条から第百二十四条まで関係)

第九 罰則

罰則について必要な規定を設けること。

(第百三十七条から第百四十三条まで関係)

第十 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車については、この法律の施行後最初の自動車検査証の返付等を受けるときまでに再資源化預託金等を資金管理法人に預託しなければならないこととともに、国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないときは、自動車検査証の返付等をしないものとする事。 (附則第八条から第十条まで関係)

三 自動車重量税の還付制度を創設する租税特別措置法の一部改正、フロン類回収破壊法の一部改正その他の関係法律の一部改正をするとともに、この法律その他関係法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。

(附則第二条から第七条まで及び附則第十一条から第二十三条まで関係)